

薬食発0702第1号
平成26年7月2日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第248号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正要旨

1 改正の趣旨

今般、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれの確認された物質について、新たに麻薬として指定するため、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号）を改正した。

2 改正の内容

次の物質を新たに麻薬に指定した。

キノリン-8-イル=1-（5-フルオロペンチル）-1 H-イン
ドール-3-カルボキシラート及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成26年7月2日）から起算して30日を経過した日（平成26

年8月1日)から施行する。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

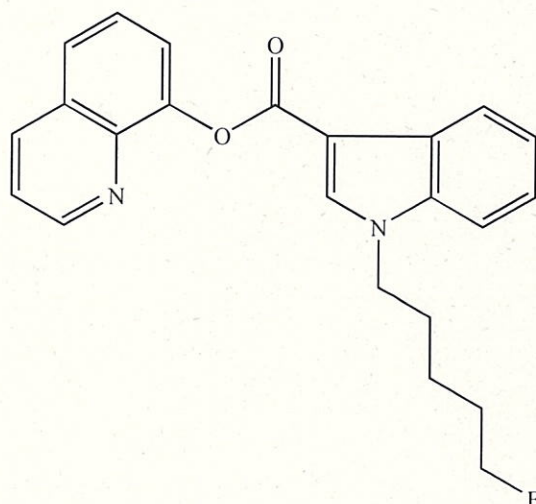
- 1 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質(以下「麻薬指定物質」という。)を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 2 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、1と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 3 1及び2について、法律第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。
- 4 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日前までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- 5 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第3 物質の構造式等

- 1 化学名：キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート

通 称：5F-QUPIC、5F-PB-22

構 造：





(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二三八)
- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二三九)
- 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二四〇)
- 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二四一)
- 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (二四二)
- 電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二四三)
- 電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二四四)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二四五)
- 金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令 (二四六)

〔府 令〕

- 予防接種法施行令の一部を改正する政令 (二四七)
- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令 (二四八)
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府四八)
- 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (同四九)

〔府令・省令〕

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三)
- 社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令 (内閣府・法務二)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 (内閣府・文部科学・厚生労働二)

〔省 令〕

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (財務・経済産業二)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (厚生労働七五)

〔告 示〕

- 中心市街地の活性化に関する法律第四十四条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令の一部を改正する省令 (農林水産四一)
- 経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (経済産業三五)
- 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (国土交通六三)

〔官庁報告〕

- 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件 (財務・経済産業五)
- 官庁事項
死因究明等推進計画の要旨の公表について (内閣府)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

政令第二百四十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項第十二号及び第三項第二号並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「痘そう」を「次に掲げる疾病」に改め、同条に次の各号を加える。

一 痘そう

二 水痘

第一条の二第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項の次に次のように加える。

水痘 生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者

第一条の二第二項の表インフルエンザの項第二号中「呼吸器の機能」の下に「の障害」を加え、「機能」を「機能の」に改め、同表に次のように加える。

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに 限る。）	一 六十五歳の者
二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	

第一条の二第二項中「二年」の下に「（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る同項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して一年）」を加え、同条を第一条の三とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（政令で定めるB類疾病）

第一条の二 法第二条第三項第二号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）とする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間における改正後の第一条の三第一項の規定の適用については、同項の表水痘の項中「生後三十六月」とあるのは「生後六十月」と、同表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは「平成二十六年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」とする。

3 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における改正後の第一条の三第一項の規定の適用については、同項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百四十八号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十五号を第九十六号とし、第十三号から第九十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 キノリン・ハートイルリー（五フルオロペンチル）ーHーインドール・三ーカルボキシラート及びその塩類

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

府

令

○内閣府令第四十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第八号中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

附則

この府令は、平成二十六年七月三日から施行する。

○内閣府令第四十九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百四十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この府令」の下に「（第九号の四に掲げる用語にあつては、次条第二号ロを除く。）」を加え、同条第二号の二ロ中「及び同号に掲げる」を「、新投資口予約権証券（以下「新投資口予約権証券」という。）及び」に改め、同条第九号中「以下同じ」を削り、同条第九号の三中「信託契約」を「信託」に改め、同条第九号の四中「に信託された」を削り、同条第十一号を次のように改める。

十一 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。